



毎月第3金曜日は川西市の『人権デー』です

人権擁護都市宣言のまち川西市

※擁護(ようご):侵害から守る

じんけんようご と し せんげん 人権擁護都市宣言

人は生まれながらにして自由かつ平等であり、人間として生きる権利を有しています。

私たちは、日本国憲法のもとにすべての人々が尊ばれ、基本的人権が保障される住みよい社会が一日も早く実現できることをめざしてきました。

それにもかかわらず、いまなお残る、さまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていかなければなりません。

私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げていくため、ここに市民の総意のもと、川西市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

平成3年(1991年)2月28日 川西市

人権について困ったことがあれば・・・

ひとりで悩まずに、相談してください

みんなの人権110番
0570-003-110

外国語人権相談ダイヤル
(Telephon Counseling)
0570-090-911

子どもの人権110番
0120-007-110

相談は無料です。
秘密は守られます。

女性の人権ホットライン
0570-070-810

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語により全国どこからでも人権相談をお受けすることができます。

※受付時間は裏面を見てください。



川西市には、法務大臣から委嘱された12名の人権擁護委員がおられます。法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っていただいています。

「特設人権相談」無料

1月21日(金) 午後1時~4時
市役所3階の人権推進課で
相談をお受けします。
※予約優先(Tel 740-1150)

総合センター人権啓発ビデオ上映会 無料

1月21日(金) 1階視聴覚室 (Tel 758-8398)
① 午前10時~、②午後1時~、③午後4時~
テーマ: 拉致問題
作品: 拉致被害者 横田めぐみさんドキュメント
~「ただいま」の声を聞くために~ (33分)

新型コロナウイルス感染症に関連する 人権への配慮について

◆今一度、「コロナ差別」について考えてみましょう

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、今もなお、感染者やその家族、また感染症対応をされている医療従事者やその家族などに対して誤解や偏見に基づく不当な差別やいじめが生じているという報道があります。

公共機関からの正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

私たちが戦う相手は、ウイルスそのものであり、人ではありません。

法務省の人権擁護機関では、下記のとおり不当な差別やいじめなどのさまざまな人権問題についての電話相談を受け付けています。

みんなの人権 110 番 (全国共通人権相談ダイヤル)

☎ 0570-003-110 (平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

子どもの人権 110 番

☎ 0120-007-110 (平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

外国語人権相談ダイヤル

☎ 0570-090-911 (平日 午前 9 時から午後 5 時まで)

パソコン・スマホ・携帯電話からの検索窓口
<http://www.jinken.go.jp/>

